

福岡市屋外広告業者の 違反是正の取組みについて



福岡市では福岡市屋外広告物条例において、屋外広告業登録制度を導入しており、福岡市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができると規定しています。

そこで違反行為の抑制を図り、良質な業者を育成するため、新たに福岡市屋外広告業是正指導要綱を策定します。

令和 2 年 11 月



福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室

目次

ページ

I 屋外広告業登録制度の概要

1. 福岡市屋外広告業登録制度について 1
2. 制度の概要

II 屋外広告業者の責務

1. 屋外広告業者等の責務(条例第2条の4) 2
2. 業務主任者の設置(条例第34条)
3. 標識の掲示(条例第35条)
4. 帳簿の備付け(条例第36条)

III 福岡市屋外広告業者の違反是正の取組みについて

1. 趣旨 3
2. 目的
3. 是正手順 今回新たに定めた指導の進め方
4. 登録の取消し等 4
5. 処分基準の考え方 今回新たに定めた明確な処分基準
6. 罰則 5
7. その他

参考 違反広告物等の是正の取組みについて

1. 是正の対象となる広告物等 6
2. 是正指導の相手方
3. 違反広告物等の是正手順

1. 福岡市屋外広告業登録制度について

平成 16 年 6 月屋外広告物法が改正され、屋外広告業の登録制度が創設されました。

福岡市においても福岡市屋外広告物条例（以下「条例」という。）を平成 18 年 3 月に改正し、同年 7 月から従来の屋外広告業の届出制度に替えて屋外広告業登録制度を導入しています。これにより、平成 18 年 7 月 1 日以降、福岡市内で屋外広告業を営むためには、福岡市の登録が必要となっています。

なお、福岡県の登録を受けている場合でも、福岡市内で屋外広告業を営むためには、福岡市の登録が必要です。

2. 制度の概要

福岡市屋外広告業登録制度のあらまは、次のとおりです。

項目	内容
登録対象者	市内で屋外広告業を営もうとする者
登録の有効期間	5 年
登録の申請	登録申請書等の提出が必要
登録手数料	10,000 円
登録の実施	屋外広告業登録簿に登録
登録の拒否	欠格要件に該当する場合は登録を拒否
登録事項の変更の届出	登録後、登録事項に変更があった場合は30日以内に変更届を提出
業務主任者の設置	営業所ごとに業務主任者を選任
標識の掲示	営業所ごとに標識を掲示
帳簿の備付け	営業所ごとに営業記録の帳簿を備え、保存
登録の取消し等	市長は、屋外広告業者が条例に違反した場合は、登録の取消しや営業停止を命じることができる
罰則等	条例に違反した場合は、罰金等に処せられることがある

Ⅱ 屋外広告業者の責務

1. 屋外広告業者等の責務〔条例第 2 条の 4〕

屋外広告業者等は、法令等の規定を遵守するとともに、表示・設置する広告物が法令等の規定に適合したものとなるように、広告主その他の関係者に対し、規格基準や安全対策などに関する説明や助言などを行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

2. 業務主任者の設置〔条例第 34 条〕

(1) 業務主任者の選任

営業所ごとに、次に掲げるものの中から業務主任者を選任する必要があります。

- ① 屋外広告士
- ② 都道府県又は政令市、中核市が行う屋外広告物講習会の修了者
- ③ 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者(広告美術仕上げに係るもの)

(2) 業務主任者の業務

業務主任者は次に掲げる業務の総括に関するを行います。

- ① 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定遵守
- ② 広告物の表示又は、掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他安全の確保
- ③ 営業に関する帳簿の記載
- ④ その他業務の適正な実施の確保

3. 標識の掲示〔条例第 35 条〕

営業所ごとに屋外広告業者登録票(様式第 20 号)を見やすい場所に掲示しなければなりません。

屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合にあっては代表者の氏名	
登録番号	福岡市屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
業務主任者の氏名	

(縦 35cm 以上 × 横 40cm 以上)

4. 帳簿の備付け〔条例第 36 条〕

営業所ごとに下記の事項を記載した帳簿を備え付けなければなりません。

帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、その後 5 年間保存する必要があります。

なお、右記に掲げる事項は、電子的方法、磁気的方法などによる記録に代えることもできます。

注文者の氏名又は名称		
注文者の住所		
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所	電話番号() -	
表示した広告物又は設置した掲出物件	名称又は種類	数量
広告物の表示又は設置の年月日	年 月 日	
請負金額		

Ⅲ 福岡市屋外広告業者の違反是正の取組みについて ①

新たに定める「福岡市屋外広告業是正指導要綱」の内容は、次のとおりです。

1. 趣旨

福岡市では条例において、屋外広告業登録制度を導入しており、福岡市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができると規定しています。

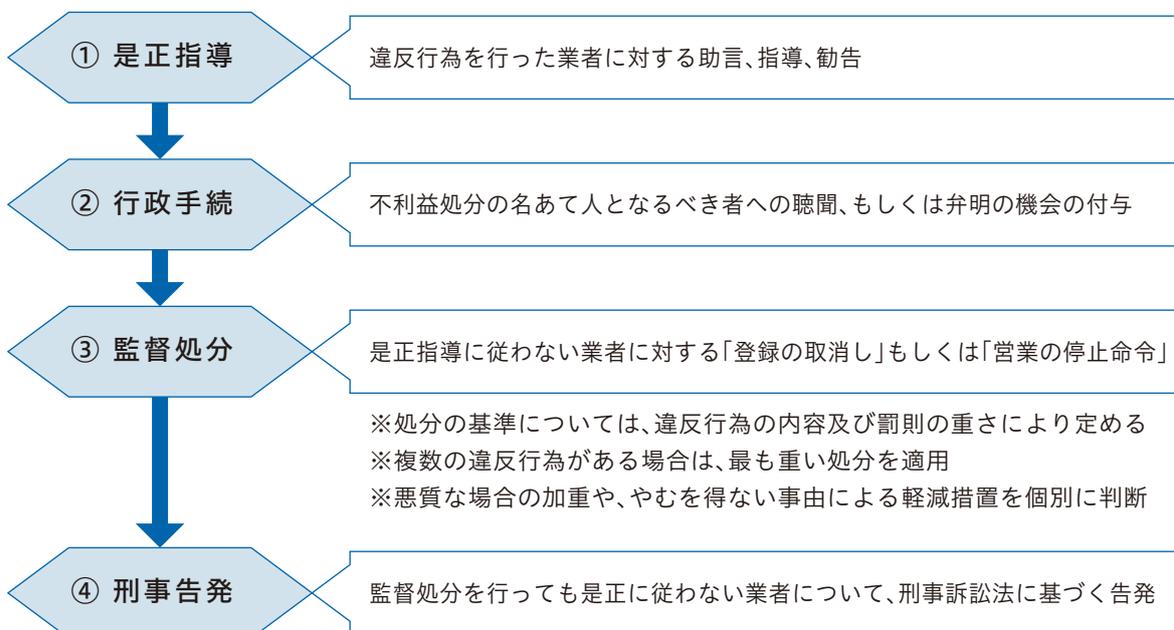
そこで違反行為の抑制を図り、良質な業者を育成するため、新たに福岡市屋外広告業是正指導要綱を策定します。

2. 目的

屋外広告業の違反に対する是正指導の手順や、違反行為毎の処分の基準を明確にし、違反行為の抑制を図ることを目的としています。

3. 是正手順 今回新たに定めた指導の進め方

違反行為が疑われる屋外広告業者を発見した場合や市民からの通報を受けたときは、必要な調査を行い、違反行為の事実や相手方の確認を行います。その後、以下のフローにより指導を行います。



4. 登録の取消し等(条例第38条第1項)

次の事項に該当するときは、その登録を取り消しまたは6ヶ月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

- ① 不正の手段により、屋外広告業の登録(更新を含む)を受けたとき
- ② 条例第28条第1項の(2)、(4)～(9)のいずれかの欠格要件に該当することとなったとき

(条例第28条第12項)

- (1) 登録を取り消された日から2年を経過しない者
- (2) 登録を取り消された法人役員で、取消日前30日以内にその法人の役員であった者で、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 営業の停止命令期間が経過していない者
- (4) 福岡市屋外広告物条例違反で罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (6) 福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 未成年者の法定代理人が、上記(1)から(6)のいずれかに該当するもの
- (8) 法人で、その役員のうち、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者があるもの
- (9) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

- ③ 登録事項の変更の届出をしなかったり、又は虚偽の届出をしたとき
- ④ 福岡市屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反したとき

5. 処分基準の考え方

今回新たに定めた明確な処分基準

対象となる違反行為は、条例第38条第1項の規定により処分が定められている行為とし、登録の取消しまたは営業の停止命令の期間を定めました。

登録抹消	
	不正の手段により、屋外広告業の登録(更新等を含む)を受けたとき
	条例第28条第1項の(2)、(4)～(9)のいずれかの欠格要件に該当することとなったとき
	営業の停止命令に違反したとき
営業の全部若しくは一部停止命令	
180日	・措置命令に違反したとき
90日	・登録事項の変更の届出をしなかったり、又は虚偽の届出をしたとき ・禁止地域・禁止物件に広告物を表示又は掲出したとき、又は許可を受けずに広告物の表示・掲出をしたとき ・許可を受けた広告物を、許可なく変更・改造したとき ・許可期間の満了又は許可取り消しによる広告物の除却義務に違反したとき
60日	・市長の求めに対し、報告や資料の提出をせず、又は虚偽の報告や資料の提出をし、又は検査に対する拒否や妨げ若しくは忌避をしたとき
30日	・営業所に標識を掲げなかったとき ・営業所に帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき

6. 罰則

条例に違反した場合、罰則に処せられることがあります。

(1) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(条例第46条)

- ① 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- ② 不正の手段により屋外広告業の登録(更新を含む)を受けた者
- ③ 営業の停止命令に違反した者

(2) 100万円以下の罰金(条例第47条)

- ① 禁止地域、禁止物件に広告物を表示又は掲出した者、又は許可を受けずに広告物を表示、掲出した者
- ② 許可を受けた広告物を、許可なく変更・改造をした者
- ③ 広告物の許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときなどの除却義務に違反した者
- ④ 許可条件に違反している広告物の表示又は設置の停止及び除去の命令に違反した者
- ⑤ 広告物に関する報告や資料の提出をせず、又は虚偽の報告や資料を提出し、又は検査を拒み妨げ、若しくは忌避をした者
- ⑥ 広告業に関する登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ⑦ 広告業に関する業務主任者を選任しなかった者

(3) 両罰規定(条例第48条)

条例第46条から第47条までの違反行為は、その行為者(使用人、代理人等)を罰するだけでなく、その法人又は人に対しても罰金刑が科せられます。

(4) 5万円以下の過料(条例第49条)

- ① 広告業の廃業等の届出を怠った者
- ② 広告業の営業所に標識を掲げなかった者
- ③ 広告業の営業所に帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

7. その他

- ・ 処分が決定した時は、氏名等を公表される場合があります。
- ・ 処分を受けると屋外広告業登録の欠格要件に該当し、新たに屋外広告業登録ができない場合があります。
- ・ 処分の決定前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとします。
- ・ 違反広告物を表示又は設置した屋外広告業者に対しては、屋外広告業の処分と合わせて、別途定める「福岡市違反広告物是正指導要綱」に沿った指導を行います。(P6 参照)

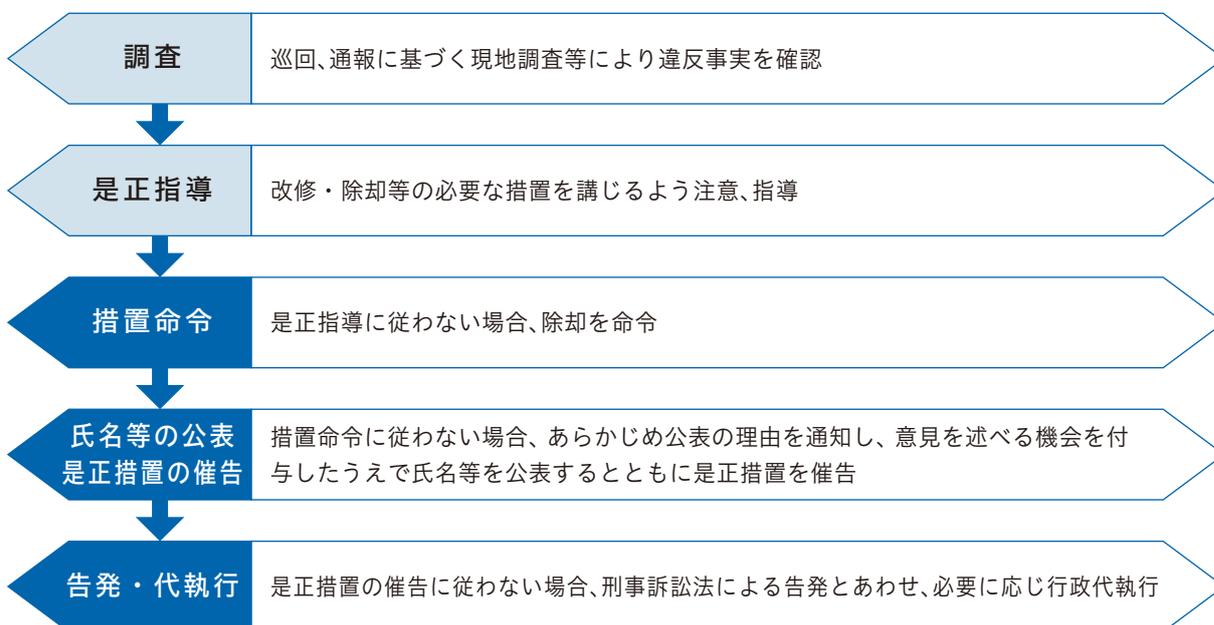
1. 是正の対象となる広告物等

- 無許可広告物等
- 規格等基準に適合していない広告物等
- 禁止広告物等

2. 是正指導の相手方

- 広告主
- 屋外広告業者等
- 所有者、占有者その他広告物又は掲出物件について権原を有する者
- 広告物又は掲出物件を管理する者

3. 違反広告物等の是正手順



福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL 092-711-4395 FAX 092-733-5590

E-mail toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp